

2016年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 広報・IR部長

長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

当社株式の特設注意市場銘柄の指定継続に関するお知らせ

本日、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄指定継続の理由

当社は、2015年7月20日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を受領し、同年9月8日付に過去の決算短信等の訂正の開示を行いました。

これら有価証券報告書等への虚偽記載の事実に基づいて、東京証券取引所及び名古屋証券取引所は、当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、同年9月15日をもって当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

当社は、2016年9月15日、内部管理体制確認書を東京証券取引所及び名古屋証券取引 所に提出し審査を受けていました。

この審査では、短期的利益を過度に追及する経営方針の見直し、取締役会や監査委員会等の構成の見直しとその運用方法の変更、及びモニタリング機能を発揮すべき部門の体制整備と機能強化など、全社的に改善に向けた取り組みが行われていることが認められる一方、特設注意市場銘柄指定後においても会計処理等に関する問題が確認されるなど、コンプライアンスの徹底や関係会社の管理等において更なる取り組みを必要とする状況が存在しており、これらの改善に向けた取り組みの進捗等について引き続き確認する必要があると認められました。

なお、今回の特設注意市場銘柄指定継続により、直ちに上場廃止の事由に該当することはございませんが、当該指定から1年6ヶ月を経過した日(2017年3月15日)以後に、

当社が再提出する内部管理体制確認書の内容等を東京証券取引所及び名古屋証券取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合には、当社株式は上場廃止となります。

株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑をお掛け しましたことを、心よりお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援賜りたく、よろし くお願い申し上げます。

2. 当社の今後の取り組み

今般の特設注意市場銘柄の指定継続を受け、当社は内部管理体制等の確立に努め、特設 注意市場銘柄の指定解除に向けて、全社一丸となって最大限の努力をしてまいります。

今後の具体的な内部管理体制の改善策等につきましては、後日、改めてお知らせいたします。

以 上